

平成28年9月分(10月納付分)の健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率:平成28年3月分~適用
介護保険料率:平成27年4月分~適用
厚生年金保険料率:平成28年9月分~平成29年8月分適用
子ども・子育て拠出金率:平成28年4月分~適用

(広島県)

(単位:円)

Main table with columns: 標準報酬 (等級, 月額), 報酬月額 (円以上, 円未満), 全国健康保険協会管掌健康保険料 (介護保険第2号被保険者に該当しない場合, 介護保険第2号被保険者に該当する場合), 厚生年金保険料 (一般の被保険者, 坑内員・船員). Rows represent income levels from 1 to 50.

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

- 一般の被保険者の方 ...13.182%~15.782%
●坑内員の被保険者の方 ...13.184%~15.784%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆48~50等級は、平成28年4月分(5月納付分)から新設されました。3月分(4月納付分)までは、48~50等級の方は47等級の保険料となります。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.04%)に介護保険料率(1.58%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成28年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.2%)を乗じて得た額の総額となります。